**【事故報告について】**

**資料3**

**介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応及び報告方法等について**

　本市での介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応及び本市への報告方法等については、過去に通知したとおり対応いただいているところであるが、令和4年度以降も同様の取り扱いとするため、改めて下記に掲載する。確認いただいた上で、引き続きご対応願いたい。

記

１　介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応については、栃木県からの通知（令和３年３月３０日付け高対第１３７７－１号「介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応について（通知）」）に基づき行うこと。

【別添資料：3-1】

２　本市へ事故報告書を提出する際は、従来の方法（直接持参または郵送）に加えて、電子メールによる提出を可能とする。ただし、電子メールにより提出する場合は、事故報告書（Excelファイル）にパスワードを設定して暗号化するなど、個人情報を保護した上で送付すること。

３　事故発生後、遅くとも５日以内を目安に事故報告の第１報を提出いただくことから、電話による事前の事故報告は原則不要とする。ただし、今後利用者またはその家族等との間でトラブル等に発展する可能性があり、事業所として何らかの対応が見込まれる可能性があるなど、早急に情報共有が必要となる場合は、この限りでない。

　※事故報告書様式は、市ホームページに掲載している。

　　《掲載場所》

　　　　トップページ ＞ 組織でさがす ＞ 保健福祉部 ＞ 高齢介護課 ＞ 介護保険関係等申請様式 ＞ 21.事故報告書

　　《該当ページのURL》

https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/460.html

**参考：令和3年度（R3.4月～R4.2月）事故報告結果まとめ**

　令和3年4月から令和4年2月末までに本市宛て事故報告書の提出があった事故の内容の割合については、以下のとおりである。ご確認いただいた上で、引き続きご対応願いたい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事故の内容 | 割合 | | |
| 全体 | 入所系のみ | 通所系のみ |
| 骨折 | 55.1％ | 58.3％ | 21.4％ |
| 打撲 | 12.1％ | 11.2％ | 21.4％ |
| 裂傷、擦過傷 | 7.3％ | 7.3％ | 7.2％ |
| 誤薬、与薬漏れ | 6.1％ | 6.0％ | 7.2％ |
| その他 | 19.4％ | 17.2％ | 42.8％ |